

ジョンソン・マッセイ・ジャパン合同会社（「JMGK」）  
標準購入条件－E C T

1. **解釈** 「本件契約」とは、本条件を組み入れた、本件商品の購入に係る契約をいう。「本件商品」及び/又は「本件サービス」とは、本件契約において購入が合意された商品及び/又はサービスをいう。「当社」及び「当社の」とは、JMGK をいう。「貴社」及び「貴社の」とは、当社が本件商品又は本件サービスを購入するサプライヤーをいう。「営業日」とは、日本の銀行営業日（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）をいう。本条件の各条項は、1つ又はその他の条項が無効又は執行不能であるとされたとしても、適用され存続する別個の規定であるものとして解釈される。
2. **条件の受諾及び変更** サプライヤーの受注若しくは注文に関連するサプライヤーのその他の通信に示される条件が、注文の条件と矛盾する場合又は本条件に優先するという趣旨の規定を含む場合、サプライヤーが注文に従い又は従う意図で本件商品を提供すれば、サプライヤーは本条件を受け入れたものとみなされる。当社が署名した書面により変更されない限り、本条件に対するいかなる変更も無効である。本件契約を締結する際に、貴社は、当社の行ういかなる明示的・黙示的表明にも依拠せず、一切の表明は、本件契約又は付随契約の一部を成すものではない。
3. **有効性** 当社は、書面による明確な通知を行わない限り、当社の標準注文フォームによらない注文については一切責任を負わない。
4. **注文の変更** 注文に含まれる仕様の変更は、当社の購買部門による事前の書面による承認を得ない限り、当社はこれを認めない。特に（これに限定されないが）、かかる事前承認を得ていない値上げは、原因を問わず認められない。
5. **納品** 全ての本件商品は、輸送費を前払いの上で当社に納品されるものとし、注文にて明示される納品日（本条件及び各契約の期限厳守）までに当社に納品されない場合には、当該本件商品は（下記第 9 条を損なうことなく）、当社の選択により、当社指定のクーリエ又はその他の速配サービスで、サプライヤーの費用負担で納品されるものとする。全詳細情報と注文番号（裏面に記載）を記載した発送通知書がなければ、当社は、当社に納品された本件商品について一切責任を負わない。ラベルには、当社の注文番号及びサプライヤーの名称も記載されていなければならない。
6. **梱包** 全ての本件商品は、良好な状態で当社に到達するよう、かつ当社の梱包基準に従って梱包されなければならない。別途合意されない限り、梱包材は返却不能である。当社は、輸送中に損傷した本件商品を拒否する権利を留保する。
7. **所有権及びリスクの移転** 本件商品の所有権及びリスクは、注文にて明示された住所への納品をもって当社に移転するものとする。但し、いかなる拒否権も損なわれない。

## 8. 支払い

- 8.1 注文にて別途明示されない限り、サプライヤーによる見積価格には、あらゆる租税、輸送費、保険料及び梱包料等が含まれるものとみなされる（但しこれらに限定されない。）。
- 8.2 いかなる場合にも第 16 条に従い、請求書が本件商品の納品又は当社の満足のゆく本件サービスの完了から 3 日以内に提出されたことを条件として、支払いは通常、かかる納品又は本件サービスが完了した月の翌月末に行われる。明細書は、月毎に要求される。
- 8.3 注文された本件商品に対し当社が行う支払いは、サプライヤーの義務の履行についての当社の承認とはならず、当社の本件契約上のいかなる権利放棄も構成せず、また、かかる支払いによりサプライヤーの保証が終了することもない。

## 9. サプライヤーの不履行

本件商品が全ての点（特に、数量、品質、適合性、概要及び仕様並びに供給されたサンプル（もしあれば）について）において注文の要件に従い、注文に先立ちサプライヤー、その使用人若しくは代理人の発言又は約束に一致していることを本件契約の条件とする。サプライヤーが、当該要求を厳守して若しくは本条件に従いかかる注文を完了しない場合又は納品後 12 か月以内に本件商品に欠陥があると証明された場合、当社が有し得るその他全ての権利を損なうことなく、当社はそれぞれの場合に以下を行う権利を有するものとする。

- 9.1 注文の解除、本件商品の拒否及び第三者からの本件商品の購入。
- 9.2 （当社の選択により）サプライヤーの費用負担による欠陥の是正又は本件商品の交換のサプライヤーへの要求。

本第 9 条における全ての義務は、是正され交換された当該本件商品にも適用されるものとする。サプライヤーは、かかる不履行又は欠陥により当社が被った追加費用とともに当社に返金するものとし、直接的か間接的かを問わず、かかる不履行又は欠陥から発生した全ての法的措置、法的手続、損害、コスト、請求、要求及び費用等について当社を補償するものとする。

## 10. 分割納品

複数の分割納品による本件商品の販売に対する注文の場合、当社は、第 9 条に基づく納品に関するサプライヤーによる違反を、当社の選択により、当該納品のみに関する本件契約違反又は注文全体に影響する本件契約違反のいずれかとして扱う権利を有する。前者の場合、当社は当該納品に関する注文を解除することができ、後者の場合、注文全体を解除することができる。

## 11. 不可抗力

いずれの当事者も、本件契約上の自らの義務の遅延又は不履行について、当該遅延又は不履行が当該当事者の支配を越え、その性質上当該当事者に予測不可能であるか、予測可能であったとしても不可避である事由又は状況に起因する限りにおいて、相手方当事者に対し責任を負わない。但し、サプライヤーは、かかる事由又は状況を是正し、当該本件契約に基づき履行を再開するようあらゆる合理的努力を行うものとする。何らかの事由や状況により、サプライヤーが本件契約上の自ら

の義務を継続して 5 日間以上実行できない場合には、サプライヤーに対し書面により通知することにより、当社は当該本件契約を直ちに終了することができる。

12. **設計及び工具** 当社が供給する全ての青写真、設計図、図面及び指示、並びに本件商品の製造に対する注文に関連して特別に製造される全ての道具、金型、治具、鋳型等（当社が供給したか否かを問わない）は、当社の財産であり、要求があり次第直ちに当社に引き渡されるものとする。サプライヤーは、当社の青写真、設計図、図面及び指示に従い製造された本件商品を、事前に当社の購買部門の書面による承認を得ずにかなる第三者にも供給してはならない。
13. **補償** サプライヤーは、供給された本件商品の欠陥、サプライヤーが本件商品に関し与えた指示の遵守、若しくは注文の対象業務の実行に起因する人命の喪失、人身傷害又は財産被害に関する一切の法的措置、法的手続、損害、コスト、請求、要求及び費用等について、直接的か間接的かを問わず、当社を補償するものとする。但し、かかる人命の喪失、人身傷害又は財産被害が、直接的にかつ専ら当社の外注先又は当社若しくは外注先の雇用者の責に帰する場合は、この限りではない。
14. **注文の解除** 当社が有し得るその他一切の権利を損なうことなく、当社は、以下のいずれかの場合には書面による通知を行うことによりいつでも（サプライヤーに違約金を支払うことなく）注文を解除することができる。
  - (i) サプライヤーが清算手続きに入った場合
  - (ii) サプライヤーが財産管理命令を受けた場合
  - (iii) サプライヤーの財産につき差押え又は強制執行が行われ、14 日間以内に支払い又は債務履行が行われない場合
  - (iv) サプライヤーの事業若しくは財産が抵当権者に占有され、又はサプライヤーの事業若しくは財産につき管財人が任命された場合
  - (v) サプライヤーが当社に対する債務の支払いを停止し、その事業運営を停止し若しくは停止するおそれがあり、又は支払期日におけるその債務の返済を停止した場合その他のいかなる場合においても、当社は、サプライヤーに対し書面による通知を行うことによりいつでも、当該注文を解除することができる。その場合、当社は、既に完了している業務については合理的な金額を支払う義務があるが、それ以外に法的責任はない。
15. **知的財産** サプライヤーは、本注文に含まれる本件商品は、特許、登録意匠、著作権、商標若しくは商号又はその他の知的財産権を侵害していないことを保証する。
16. **検査** 当社は、本件商品を受領した日（又は該当する場合には、サプライヤーが設置又は委託業務を完了した、それ以降の日）から 30 日間の商品検査期間を設けるものとする。かかる期間中、当社は本件商品を受諾したとはみなされず、本件商品の支払いにつき責任を負わない。

17. **保証違反** 本条件に基づき又は法律上当社が利用できるその他一切の救済措置を損なうことなく、サプライヤーは、直接的、間接的、特別若しくは派生的かを問わず、本条件に含まれるサプライヤーの保証又は義務に対する自らの違反に起因する全ての法的措置、法的手続、損害、コスト、請求、要求及び費用等につき、当社を補償するものとする。
18. **政府契約** 裏面に記載される政府契約又は下請け契約を実施する際に、又はそれに関連して、注文された本件商品又は本件サービスが利用される場合、注文は、当該政府担当部門が定める特別条件及び（当該特別条件に矛盾しない限り）本条件に服する。かかる条件の詳細は、要求に応じて提供される。
19. **法定要件** サプライヤーは、以下の内容を保証する。
- (i) 注文に基づき供給される全ての本件商品及び本件サービスは、全ての適用ある法定要件に従うこと。
  - (ii) 特に（但し上記の一般性を損なうことなく）サプライヤーは、全ての関連する梱包及びラベリングに関する法令を遵守していること。
  - (iii) 本件商品及び本件サービスは、安全衛生上危険のない方法により、かつそのような道具を用いて設計、構築又は設置されること。
  - (iv) 当社は、本件商品及び本件サービスの適切な利用並びに保管について十分な情報を提供されていること。
20. **腐敗行為及び贈賄防止** サプライヤーは、直接的にも間接的にも、腐敗防止法並びに特に（但し上記の一般性を損なうことなく）2010年英国贈収賄法及び1997年米国海外腐敗行為防止法の違反による一切の金銭又は経済上その他の利益の支払い、提供、支払いの約束又は支払いの許可を行わないことを約束する。さらに、サプライヤーは、JMGKの役員、取締役、従業員及び/又は関係会社に対し、腐敗防止法（2010年英国贈収賄法及び1997年米国海外腐敗行為防止法を含むがこれらに限定されない。）違反となるような行為を、直接的にも間接的にも行っておらず、今後も行わないことを認める。当社は、サプライヤーが本条項に違反したと当社が誠実に判断する場合には、当社のその他の権利に加え、直ちに効力を発生する書面による通知を行うことにより、サプライヤーとの本件契約を終了させる権利を有する。サプライヤーは、本条項違反に起因する一切の請求、訴訟、調査、罰及びあらゆる種類の罰金について当社を補償する。本条項は、本件契約の終了後も存続するものとする。
21. **支払による権利不放棄** 注文された本件商品又は本件サービスに対する当社の支払いは、当社の権利の放棄とはならず、かかる支払いによりサプライヤーの義務が終了することもない。
22. **通知** 通知は、当事者の登記上の事務所に宛てて速達で送付することができ、発送後48時間（国内の場合。）、又は発送後5日目（国外の場合。）の時点をもって、送達されたものとみなされる。
23. **見出し** 本条件の項目の見出しは、参照の便宜上挿入されているにすぎず、本条件の解釈には影響しない。

24. **準拠法及び裁判管轄** 全ての当社の本件契約の解釈、有効性及び履行は、日本法に準拠し、当事者は、東京地方裁判所の専属的管轄権に服する。但し、本条件のいずれの規定も、いずれかの当事者が暫定的な救済及び/又は保全措置を求めて管轄権を有する裁判所に対して申立てることを妨げないものとする。